

8-2 参政権と、関連の問題 <標準編>

国会議員の 選挙制度

衆議院議員選挙では長いあいだ大選挙区制（当時は「中選挙区制」と呼ばれていた）を採用していたが、1994年に小選挙区制と比例代表制【①】とを組み合わせた小選挙区比例代表並立制が導入された。

衆議院議員（480名）は、全国300の小選挙区での選挙と、全国を11に分けたブロックごとに実施される比例代表制の選挙によって選ばれる。候補者は小選挙区制と比例代表制の両方に同時に立候補できる（重複立候補制度）。比例代表制は「拘束名簿式」と呼ばれる方式で実施される。この方式は、あらかじめ各政党が当選順位を定めた候補者リストを発表しておき、開票後の計算で分配された当選枠数の員数だけ上位から順に当選させるものである。衆議院議員選挙においては、小選挙区制か比例代表制のどちらかで落選した重複立候補者が、他方では当選【②】できる可能性がある。

一方、参議院議員（242名）は、都道府県を単位とする選挙区（146名）と、全国共通の比例代表制で選挙されるが、選挙区制と比例代表制に重複して立候補することはできない。各選挙区には最低でも2名の議員が定数配分されているが、半数ずつ改選されるため実際には小選挙区と同じになっている選挙区がある（「1人区＝いちにんく」）。また比例代表制は「非拘束名簿式」と呼ばれる方式で、各政党は当選順位を定めずに候補者リストを発表しておき、有権者は政党名か特定の候補者名を記入して投票する。開票後、政党名と候補者名の記入された票の合計数をもとに政党ごとの当選枠数を計算し分配したのち、候補者名が記入された票数の多い順に候補者リストから当選させる。このため多くの政党が候補者リストにスポーツ選手や芸能人などの著名人を加えて、より多くの当選枠数を確保しようとする事が多くなっており、問題視する意見もある。

なお、地方議会（都道府県議会と市町村議会）の議員は、中選挙区制を採用している場合が多い。

一票の格差

公正な選挙を実現するためには、選挙制度のみならず、議員定数を選挙区の人口に比例して配分することが必要となる。人口の少ない選挙区から多数の議員が選挙されると、人口の多い選挙区の有権者の意思が十分に議会に届かなくなるからである。理論的には、一票の格差（有権者数を議員定数で割った値）には、2倍以上の開きがあつてはならないのである。

①各政党の得票に応じて議席を配分する方法は複数あるが、日本ではドント式と呼ばれる計算法が採用されている。

これは各政党の得票数を整数で割った値が大きい順に当選者を割り当てていく方法である。

（計算例：定員6）

	A党	B党	C党
得票	12	8	4
÷1	⑫	⑧	④
÷2	⑥	④	2
÷3	④	2	1
÷4	3	2	1
当選	3人	2人	1人

②小選挙区で落選した候補者が比例代表で当選すると「復活当選」と呼ばれる場合があるが、「復活」したように見えるのは、先に小選挙区の開票を行い、次に比例代表の開票を行うための錯覚であつて、選挙制度の欠陥ではない。

現在の国会議員の定数配分（各選挙区に配分される議員の人数）の基礎は、戦後まもない時期の人口に基づいて決められた。しかし高度経済成長期に農村地域から都市地域への著しい人口流動があり農村の過疎化と都市の過密化が進行したため、定数配分に不均衡が生じるようになった。

1960年代以後、定数不均衡のために不利になっている都市部の有権者が、定数不均衡のままで選挙が実施されたことは「**法の下**の平等」に反するとして、選挙を無効とするよう訴える裁判を相次いで起こした。この裁判で選挙を無効にすることは認められなかったものの、最高裁判所は、衆議院については約**3倍**、参議院については約**6倍**を超える状態で実施された場合には「**違憲状態**にある」ことを認定した。これらの判決をうけて、議員定数配分の若干の変更が行われたが、議員定数配分を大きく変えると、国会議員みずからが職を失う危険が付きまとうため容易には進んでいない。

最高裁判所の国民審査

最高裁判所裁判官の国民審査は、衆議院議員総選挙の際に、対象となる裁判官について実施される。専用の投票用紙には審査を受ける最高裁判所裁判官の氏名が記載されていて、「やめさせるべきだ」と思う裁判官に○印をつけて投票する。○印が投票総数の多数を占めた場合には罷免されることになっているが、これまで多数の○印がついて罷免された裁判官はいない。しかし実際には「多くの国民がやめさせるべきかどうか判断できないまま投票している」とも言われており、制度を改めるべきだという意見がある。

憲法改正の国民投票

2007年に成立した**憲法改正手続き法（国民投票法）**は成立後3年を経過する2010年5月から施行される。有権者は20歳（施行時に18歳成人が実現している場合は18歳）の国民である。

成立した国民投票法では、**有効投票数の過半数**の賛成があれば憲法96条に定められている「国民の過半数の賛成」が得られたことになるため、「実際には有権者総数の20%程度の賛成でも憲法改正が成立しうる」という予想がある。実質的な意味で「国民の過半数」の賛成を確保するために、「投票率が低いときには国民投票そのものを無効にするしくみを導入すべきだ」という意見もある。

また国民投票法では、憲法99条で**憲法尊重擁護の義務**が課せられている公務員や教員には、国民投票運動期間において憲法改正に関する意見を表明してはならないという制約が課せられているため、**表現の自由**との関係からこの制約を批判する意見も根強い。